

快適トイレの導入に当たっての配慮すべき事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の(1)～(8)に配慮することとする。

(1) 原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする。

(2) 全般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

(3) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(4) 動線の配慮

男性トイレと、女性トイレは、入口を分ける等の動線の配慮をする。

(5) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。

(6) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映りこむことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。

(7) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。

(8) 男女別使用の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。